

県産農産物サポート店登録制度における一問一答集

平成17年8月31日作成

平成17年9月12日一部改正

平成18年3月31日一部改正

平成20年4月 1日一部改正

令和 3年4月 1日一部改正

○登録要件について

1 小売店においては、概ね年間を通じて・・・とあるが、「概ね年間を通じて」とは、どの程度をいうのか

県産農産物でも青果物は、収穫期が限られることなどから、周年多品目を取り扱うのは困難であり、一時期取扱が極端に少なくなる又は無くなる場合があります。このため、「概ね」と記述しています。期間は半年以上を目安にしていますが、取扱品目が極端に限られている小売店については、この限りではありません。

なお、取扱がない時期は、お店としてはお客様に事情を説明できるようにしていただきたいと存じます。

2 食品製造業者においては、取扱期間が定められていないが、短期間（1～2か月）でも登録対象になるのか

登録の対象となります。

収穫期が限られている農産物（果実類など）を原料として作る加工品は、期間限定で少量になる物もあります。特に生鮮の状態を活かした物は保存期間も短いので期間限定になります。

このように取扱期間が限られる物は、HPに掲載する場合にその旨明記（例：取扱期間（生産期間）○月～○月）するなど、お客様に理解を求める配慮が必要かと存じます。

3 飲食店・卸売業者においては、概ね年間を通じて・・・とあるが、「概ね年間を通じて」とは、どの程度をいうのか

「1」と同じ考え方になり、期間は半年以上を目安とします。

ただし、収穫期が限られる農産物を利用している場合はこの限りではありませんが、その場合はHPに掲載する場合にその旨明記（例：取扱期間（生産期間）○月～○月）するなど、お客様に理解を求める配慮が必要かと存じます。

4 取扱量について全体に占める県産農産物の割合は問題にならないのか

県産農産物の取扱割合は問いません。

あくまで「県産農産物を積極的に利用している」ことが重要です。

5 民宿や旅館の宿泊業者も対象になるか

農産物を販売していれば小売店、加工品を製造していれば食品製造業者、料理等飲食物を提供していれば飲食店の区分で対象になります。

6 県外の店舗も登録対象になるか

県産農産物サポート店登録制度の目的として、県民の皆様が手軽に県産農産物を購入でき、また県産農産物を利用した食品や料理が食べられるように登録し、県ホームページに掲載するなどして広く知らせ、もって県産農産物の利用促進を図ることとしています。

このため、県民が日常的に利用することができる範囲にある店舗が主たる対象であり、県外であっても問題ありません。

また、県産農産物利用促進の観点から本県から離れた県外の店舗であっても、店舗が希望すれば登録を受けることができます。

○県産農産物サポート店の役割

7 「消費者の求める県産農産物又は県産農産物を利用した加工品、調理品、料理を積極的に提供できるよう努める」とは具体的にどのようなことか

例えば、小売店であれば、より県産農産物がわかりやすいように「地場産コーナー」を設置する。また、食品製造業者や飲食店では、加工品や料理の材料に県産農産物を積極的に使用することなどが考えられます。

登録店舗が県産農産物を利用していることを消費者にわかるようにしてもらおうとともに積極的に県産農産物を利用していきたいと存じます。

8 「店舗等には地産地消シンボルマークを掲示するとともに、消費者に利用している農産物や関連情報の説明ができるように努める」とは具体的にどのようなことか

例えば、小売店であれば、料理方法や産地の情報をレシピ集、POP、接客等を通じて消費者に伝える。また、食品製造業者や飲食店では、加工品や調理品に表示で具体的に県産農産物の食材を明記したり、料理であればメニューに県産農産物を使用した食材を明記することなどが考えられます。

○登録関係

9 登録はいつ受け付けているのか

随時受け付けています。

10 登録までの期間は

原則として、毎月末まで翌月の上旬に登録しています。

11 変更、抹消届けはいつまでに届け出ればよいのか

速やかにお願いします。

○その他

12 県産農産物サポート店のステッカーは複写して使用してもよいのか

県産農産物サポート店の登録を受けている店舗は、ステッカーを複写するなどして複数作成できます。

使い方は次のとおりとなります。

①店舗内の掲示

②チラシやホームページなどで当該店舗が県産農産物サポート店になっている旨を紹介する場合

③商品に添付する場合

商品に添付する場合は、県産農産物又は県産農産物を使用した加工品のみ可能です。

県産農産物サポート店のステッカーは、等倍での変形はできますが、色や形の変形はできません。

詳しくは「埼玉県地産地消シンボルマーク使用取扱規程」を御覧ください。

県産農産物サポート店ステッカー（地産地消シンボルマーク）は、こちらから御覧いただけます。<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/sinboru.html>